



馬淵川沿岸通信 第9号



令和4年3月 二戸地方営農推進対策委員会※1

※1 二戸地方営農推進対策委員会の構成は、馬淵川沿岸土地改良区、二戸市、一戸町、JA新しいわて、県現地機関（二戸農業改良普及センター、二戸農林振興センター、二戸農村整備室）により組織され、二戸市及び一戸町の営農対策を進めています。

1 県営事業の進捗状況

- 令和3年度は、穴牛・村松・谷地地区（二戸市）のファームポンド1基と農道工一式の工事を実施しました。令和4年7月頃には、穴牛工区の一部で通水可能となる予定です。
- 令和4年度の給水可能面積は910ha(表-1[B])で、計画面積923ha(同[A])の98%となっています。全地区の早期供用開始に向け、残る13haの整備や農道工事等を進めていきます。

表-1 地区別面積と工事概要

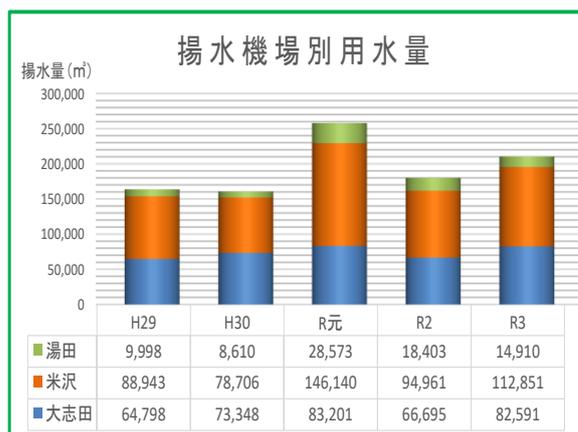
地区	関係市町	事業期間	計画面積 (ha)	R3 迄整備面積 (ha)	R3 年度 主要工事概要	R4 年度 主要工事概要
舌崎	二戸市	H12～H21	57	57	事業完了済み	
男神・米沢・湯田		H21～R2	121	121	仕上げ工 一式	
穴牛・村松・谷地		H28～R5	49	36	ファームポンド 1 基 農道工 一式	R3 年度工事の仕上げ工 一式 畑かん施設一式、農道工 一式
東奥中山	一戸町	H14～H30	415	415	事業完了済み	
南奥中山		H16～H25	57	57	事業完了済み	
奥中山中央		H17～R1	224	224	事業完了済み	
計			[A]923	[B]910		

2 畑地かんがい用水の利用状況

(1) 各揚水機場の揚水量 (R3 実績)

表-2 揚水機場別配水区域の用水量(m³/年)

区域別揚水量	大志田機場	米沢機場	湯田機場
配水区域	奥中山	男神・米沢、 谷地、舌崎	湯田、 穴牛・村松
揚水量 <計>	82,591	112,851	14,910
	<210 千m ³ >		



(2) 共同給水栓用コインの使用枚数

表-3 年別・市町別共同給水栓コイン※2使用実績

和暦(西暦)	二戸市	一戸町	計(枚)
H29(2017)	1,607	2,659	4,266
H30(2018)	1,444	2,253	3,697
R1(2019)	1,663	2,469	4,132
R2(2020)	1,312	2,465	3,777
R3(2021)	1,331	2,253	3,584

※2 コイン1枚(50円)で最大10分間(3ト)給水可能。

- 令和3年4～9月のかんがい期間の降水量が昨年比70%と少なかったため、揚水量は前年の180千m³から17%増の210千m³となりました。
- 共同給水栓(51箇所)での給水用コインの使用枚数は、3,584枚(前年比95%)でした。特にコイン使用が多かった施設は、一戸町武大敷(県営畑かん事業整備済み地域222枚)、二戸市長久保(同未整備地域284枚)でした。

3 りんご🍏凍霜害対策の効果事例

散水凍結法によるりんごの凍霜害対策効果について、畑地帯総合整備事業で畑かん施設を整備した二戸市舌崎地内のほ場を対象に、令和3年9月に調査を行いましたのでその結果を紹介します。

調査品種は「ふじ」、調査樹数は3樹／ほ場です。調査方法は二戸農業改良普及センター職員が果実を目視し、正常果・障害果に分類のうえ、障害果のうち生食用販売が可能なものをA、生食用販売が不可能なものをB判定としています。

表-4 防霜対策の有無による【正常果の割合】

調査地	調査日	散水凍結法	正常果 (%)	障害果 (%)	生食用販売区分					
					凍霜害		凍霜害以外			
					A	B	A	B	A	B
二戸市舌崎地内	令和3年9月1日	実施区	82.4 ^{※1}	17.6	14.3	3.3	12.6	2.5	1.7	0.8
		無処理区	63.0	37.0	27.7	9.3	21.0	9.2	6.7	0.1

※1：正常果割合は、散水凍結法実施区が82.4%、無処理区が63.0%となり、実施区のほうが約20ポイント高い結果が得られました。

正常果	凍霜害A	凍霜害B		凍霜害以外	
					
	サビ	斜形	小玉	日焼け	雹害

表-5 防霜対策の有無による【10a当り販売額の影響】

区分	正常果率 (%)	推定収量 ^{※2} (kg)	単価 (円)	推定販売額 (円)	販売額の差 ^{※3} (円)
散水凍結法実施区	82.4	2,472	596	1,473,312	346,872
無処理区	63.0	1,890		1,126,440	

※2：障害果がない場合の収量を3,000kg/10a(県生産技術体系)とし、正常果率を乗じて推定収量を算出。

※3：散水凍結法実施区では、販売額の減少約34万円/10aを防止する効果が見込まれます。

※4：販売可能な障害果(A)について、販売額の評価はしていません。

4 畑地かんがい施設を導入できる事業

表-6 個別給水栓及びその先に接続する畑かん機材を導入できる事業

事業別	補助率	対象機材	留意事項	問合せ先
①県営畑地帯総合整備事業	90%	畑かん施設の整備や農道整備等の総合的な基盤整備	【対象】事業受益者 【要件】受益面積10ha以上、個別給水栓の所有は土地改良区、設置後に土地改良区と使用契約	改良区 二戸市 一戸町 整備室
②いわて地域農業マスタープラン実践支援事業	50%	自動点滴かん水装置	【対象】3戸以上の農家で組織する団体(中心経営体(認定農業者等に限定)が過半を占める) 【要件】事業費50万円以上ほか面積要件等あり	二戸市 一戸町 普及センター
③果樹経営支援対策事業	1/2以内	果樹用の散水チューブ	【対象】果樹栽培農家 【要件】受益面積(連垣)10a以上	JA 新しいわて
④いきいき農村基盤整備事業	【樹園地】 30万円/10a 【その他】 20万円/10a	畑かん施設の新設・廃止・変更	【対象】農業者・JA・多面的活動組織等 【要件】事業費50万円以上200万円未満等	改良区 二戸市 一戸町 整備室

【事業に関する問合せ先電話番号・担当者】

馬淵川沿岸土地改良区 33-2111 江六前・中村
二戸市農林課 23-0180 五日市
一戸町農林課 33-2111 中村・石嶋

JA新しいわて米穀園芸課 23-4355 府金
二戸農業改良普及センター 23-9208 長嶺
二戸農村整備室 23-9237 松橋・栗原